

## 共同処理センター事務に関する協定変更協定書

池田市、箕面市、豊能町及び能勢町が、平成23年9月28日付けで締結した共同処理センター事務に関する協定について、次のとおり変更する協定を締結する。

- 1 別表3の項中「認可等」の次に「（認可保育所の指導監査等を除く。）」を加える。
- 2 別表55の項中「認可・認定等」の次に「（幼保連携型の指導監査等を除く。）」を加える。
- 3 別表に次の項を加える。

56	児童福祉	児童福祉施設（認可保育所）及び認定こども園（幼保連携型）に係る指導監査等	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	箕面市	広域福祉課	池田・府市合同庁舎内
----	------	--------------------------------------	-----------------	-----	-------	------------

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年（2017年）4月1日

池田市城南一丁目1番1号  
池田市  
池田市長 倉田 薫

箕面市西小路四丁目6番1号  
箕面市  
箕面市長 倉田 哲郎

豊能郡豊能町余野414番地の1  
豊能町  
豊能町長 池田 勇夫

豊能郡能勢町宿野28番地  
能勢町  
能勢町長 上 森 一成